

第百十二回国会 衆議院 土地問題等に関する特別委員会議録 第五号

昭和六十三年四月二十五日(月曜日)
午前九時四十一分開議

出席委員

委員長 小此木彦三郎君

理事 石川 要三君 理事 大塚 雄司君
理事 西田 司君 理事 野田 毅君
理事 羽田 孜君 理事 井上 普方君
理事 坂井 弘一君 理事 西村 章三君
理事 栗屋 敏信君 理事 井出 正一君
理事 衛藤征士郎君 理事 尾身 幸次君
理事 加藤 六月君 理事 木部 佳昭君
理事 鯨岡 兵輔君 理事 小杉 隆君
理事 近藤 元次君 理事 佐藤 守良君
理事 鈴木 恒夫君 理事 田原 隆君
理事 田村 良平君 理事 谷 洋一君
理事 中川 秀直君 理事 林 大幹君
理事 前田 武志君 理事 若林 正俊君
理事 小野 信一君 理事 加藤 万吉君
理事 菅 直人君 理事 沢田 広君
理事 中村 茂君 理事 草川 昭三君
理事 小谷 輝二君 理事 中村 巖君
理事 森田 景一君 理事 岡田 正勝君
理事 田中 慶秋君 理事 辻 第一君
理事 中島 武敏君

出席國務大臣

内閣総理大臣 竹下 登君
自治大臣 梶山 静六君
國務大臣 中尾 栄一君
國務大臣 奥野 誠亮君

出席政府委員

総務庁長官官房 増島 俊之君
審議官 兼内閣審議官

経済企画庁総合 宮本 邦男君
計画局審議官 大原 一三君
国土政務次官 清水 達雄君
国土庁長官官房 長沢 哲夫君
国土庁計画・調 片桐 久雄君
整局長 北村廣太郎君
国土庁大都市圏 森 繁一君
国土庁地方振興 藤田 弘志君
局長 篠沢 恭助君
大蔵省主計局次 塩田 澄夫君
長 大蔵省理財局次 熊代 健君
長 運輸省運輸政策 木内 啓介君
局長 運輸省地域交通 湯浅 利夫君
局長 建設省都市局長 渡辺 仁君
自治大臣官房審 木村 功君
議官 自治省行政局長 高戸 純夫君
自治省税務局長 調査室長

委員外の出席者

土地問題等に関 高戸 純夫君
する特別委員会

委員の異動

四月二十五日

補欠選任

金子原二郎君 鈴木 恒夫君
北川 石松君 井出 正一君
椎名 素夫君 尾身 幸次君
野呂田芳成君 前田 武志君
岡田 正勝君 田中 慶秋君

同日

辞任

補欠選任

井出 正一君 北川 石松君
尾身 幸次君 椎名 素夫君
鈴木 恒夫君 金子原二郎君
前田 武志君 野呂田芳成君
田中 慶秋君 岡田 正勝君

本日の会議に付した案件

多極分散型国土形成促進法案(内閣提出第七八号)

○小此木委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、多極分散型国土形成促進法案を議題といたします。

これより内閣総理大臣に対する質疑を行います。

なお、時間が限られておりますので、理事会でお約束の質疑時間を厳守されるようお願いいたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。中村茂君。

○中村(茂)委員 私は、きょうは奥野国土庁長官とほとんどやりとりするわけでありますけれども、新聞報道によりまして、あなたが靖国神社公式参拝について発言されたことが相当厳しい内容で報道されております。特に、中国の実力者と言われる鄧小平の名前をお挙げして、その言動に日本じゅうが振り回されているのは情けない、こういうことが報道されております。そういうものを通じて、特に中国共産党機関紙の人民日報を中心にして、また韓国などにおいても相当報道されております。一つの問題でいろいろ自分の考え方を述べることはそれなりにあると私は思います。

けれども、一國の実力者と言われるような人たちの固有名詞まで挙げて批判するというのは政治家としてどうか、こういう点を含めて、今長官はその発言についてどういう心境であるか、反省しているか、お答えいただきたいと思っております。

○奥野國務大臣 今新聞などで伝えられている問題の経緯は、新聞記者から靖国神社参拝のことにつきましているお尋ねがあつたわけでございまして、でございますので、こういう機会にございばらんに経過を申し上げて、そしてお互いに理解を深め合った方がいいというつもりでお話をいたしました。その際に、中国の悪口を言う意思は全くありませんよということも前提に置いて申し上げたわけでございます。

私が一番気になっておりますのは、アジア全体が白人人種の植民地になつておつた、幸いにして今はそれぞれが、あの大東亜戦争の結果、完全に独立国になつてよい時代を迎えている、こう思うわけでございます。しかし、戦争裁判を通じて、日本だけが侵略国家の烙印を押されている、そのことにつきまして私は常日ごろ残念な感じがしておるわけでございますので、経過はこうだったので、日本が侵略国家でなかつたというようになしまして、私は一言も触れておりません。日本だけが侵略国家だと言われたことは残念でならないのだ、むしろ鎖国から開国に転じたときに、日本の周辺は全部白人人種の侵略を受けておつたのだという事実を指摘してまいつたわけでございまして、そういうことにつきまして、いろいろな外国の発言によつて、我々がみずからの考えを持たないで振り回されるようなことは望ましくない、こう発言しているわけでございまして、なかなか言葉というものは、的確に伝えてくれればよろしいのでございますけれども、必ずしも

的確に伝えられていない、なぜまた韓国がこう
いう私の発言についていろいろ言うのだからかな
と疑問に思ったりもしているところでございます
す。

○中村(茂)委員 私は、長官の考え方は考え方と
してあると思うのです。しかし、公の場で一國の
固有な名詞まで挙げて言うということは、そういう
場合相手に対して非常に不具識な発言ではない
か、こういうふうにお考えですか。

特に新聞で大きく取り上げられております中国
の鄧小平氏の名前など、お挙げになったでしょう
か。

○奥野国務大臣 そういうことでもございますの
で、私はあえて悪口を言う意思はない、こう申し
上げたわけでもありません。鄧小平氏が日本に對し
ましてたび重なりいろいろな批判をされてお
ります。日本国民が素直にそれを全部受けとめなけ
ればならないのかどうかということについては、
私は疑問を持っています。ちようど中国では日本
の戦前みたいに、天皇ということに
触れたら一遍に大変なことになるというよう
な、やはり共產主義の國の実態もあるのかな。私
は、日本は自由な國でございますから、相手に對
して非礼にわたらない限りはある程度國民として
の考え方が出てきてそれなりに許されるのじゃ
ないかな、こう思っておるわけでございます。國
柄の相違というものが、受ける影響に大きな違
いがあるのだな、こう思っておるわけございま
す。私なりにある程度注意してそこは申し上げた
つもりでございます。

○中村(茂)委員 そうすると、このごろの発言に
ついては全然反省もしていない、こういうふう
に理解してもいいわけですか。

○奥野国務大臣 私の意見についていろいろ摩擦
を起こしていることについては、よく注意してい
かなければならないな、こう思っております。

○中村(茂)委員 総理は、この奥野国土庁長官の
靖国神社公式参拝をめぐる発言、今の私のやり
とり、どういふふうにお考えでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 奥野大臣が今お述べにな
つたとおり、一つの歴史観でも申しますかそうい
うことをお述べになり、そしてそういう発言がい
わば摩擦を呼んでおることに対しての反省をして
おられるということ、私も素直に後方におつて
ただいま聞いておつたところでございます。

○中村(茂)委員 では、本題に入らせていただき
たいと思います。

本委員会が審議しております多極分散型国土形
成促進法案、これは言われております四全総の基
本法としての性格を持つておられるかどうか、その
点について簡潔にお答えいただきたいと思いま
す。

○奥野国務大臣 今まで四回にわたつて全国総合
開発計画が作成されました。必ずしもそのとおり実
現されていない。そうなるとうか手法が要るのじ
やないかなというところから立法になつておるわけ
でございますので、全国総合開発計画達成のため
の基本法だ、こういうふうにお考えいただきた
いと思ひます。

○中村(茂)委員 それでは、この四全総と、最近
よく言われております遷都または分都または展
都、いろいろ言われておりますが、国土庁はこの
遷都、分都、展都についてはどのような解釈をし
どのような定義を持つておられるか、そしてそれ
ぞれの部門について四全総とのかかわり合いはど
のようにとらえているのか、お答えいただきたい
と思ひます。

○奥野国務大臣 首都機能の一括移転の問題は現
にいろいろと論議が行われておるなかでございま
すので、これに對しまして決定的な政府の姿勢
は示すべきではない、こう思っておるわけござ
います。しかし、四全総にも政府関係機関の移転
問題が取り上げられておるわけでございますの
で、その線に沿つて立案してあるわけございま
す。

今お話しになりました展都、分都ということに
なりますと、政府関係機関の機能の一部を展開立
地させていくのが展都だと考えることができま
し

ようし、またそれを他のところへ分けて立地させ
ていくことが分都だということになるだろうと思
うわけでございますので、展都、分都がこの法律
の中で取り上げられておるんだ、こう御理解いた
だいたらいふじやないだろうか、こう思つて
おります。

○中村(茂)委員 それでは総理にお伺いたしま
すが、総理の「ふるさと創生論」はこの遷都、分
都、展都、このどれをとらえて、または念頭に置
いて「ふるさと創生論」というものが言われてい
るのでしょうか。

○竹下内閣総理大臣 私が「ふるさと創生論」と
いうことを書きおろした書物に書きましたことか
ら、その後内閣総理大臣になりました、えらいも
のだなと思ひますのは、そのことが大衆人口に膾
炙されるようになる、したがつて、それだけに絶
えず自戒、自重、自戒をしていなければならぬな
という責任もまた感じておるわけでございます。

そもそも私の考え方そのものは、ちようど今度
の提案理由の説明の中に「地域の特性に即した産
業、文化、学術、研究、交流等に関する特色ある
機能を集積」するといふような点から、お互い今
住んでおるところがふるさとと認識できるよう
に、歴史とか文化とか伝統とか、そういうものを
集積したものを、その地域の住民の発想によつて
いろいろな計画がなされ、それを中央政府等がサ
ポートしていくという形のような概念から、私の
この「ふるさと創生論」というのを言ひ出したわ
けでございます。したがつて、最初にいわゆる遷
都、分都、展都ありきという考え方の中に「ふる
さと創生論」というものをとり上げたというこ
とではございません。

○中村(茂)委員 ここに「東京集中」が日本を滅
ぼす」といふ一冊の本があります。これを書かれ
た方は八幡和郎さんで、今通産省の大臣官房地方
課長補佐をやつておられる方で、経歴を見ますと、国
土庁の地方振興局や沖繩通商産業部等に勤めた経
歴がずっとあるわけですね。私はこれをずっと読ん
でみて、その三分の二ぐらいは私の考えと非常に

共通する点がございます、こういう批判はど
うかと思ひますけれども、官僚としては思い切つた
記事を書いたものだな、こういうふうな感じしてい
るわけですが、この二、三をおかりして、私の主
張とあわせて問題提起をしたいと思ひうわけであ
ります。

この中で、分散政策をしていく場合「具体的
な手段として、一部中央官庁の地方移転」、これは私
の主張と全く一致しております。それから「地方
分権の推進」、これも私と相当共通したところが
ございます。「民間に對する規制緩和」、その次に
「インフラ整備」、その次に「東京都心のオフィス
に對する課税」、これも私と相当共通したところ
があります。そして、このような提案がされて「四
全総でもかなり取り入れられた。しかし、現在論
じられておるような政策の効果は限定されたもの
であらう。」後ろの方は官僚が書いた文章ですね、
どう見ても。しかし、こういうことを指摘してお
ります。

そこで、順次お聞きしていきたいと思ひます。
今この法律にも取り入れられておりますけれども、
政府機関の移転問題、これが一月二十二日に選
定された十七省庁の二十機関、それから防衛庁
のそれぞれの機関、決定されたというふうな言わ
れておりますが、これはこれから作業が進んでい
くでしようけれども、東京圏、それから関東、そ
れから全国、こういうふうに分けて、どのように
移転されていくでしようか。

○奥野国務大臣 一省庁一機関移転で各省が申し
出てくれた機関が今明らかになつておるわけござ
います。私は元来、昨年にどういふ機関が移転
するんだという方針を決めてもらいたかつたので
すけれども、なかなか抵抗が強く方針を決めさせ
てもうえませんでした。一月二十二日に方針を
決めたのですけれども、それも表現の上では妥協
に妥協を重ねてやつと表に出させていたのだ
けでございます。しかし、幸いに於て党側の強
い意見もございまして、四つのカテゴリーに属す
るものは原則として移転すべきだというふう

まっでまいったものでございいますから、閣議でも、表現は表現として趣旨はそういうものだというところで御了解をいただいているわけではござい

す。その中には地方支分部局もあるわけではございまして、地方支分部局は大体において関東地方を管轄している地方支分部局でございいますから、関東地方から外へ出ていくわけにはいかないわけではござい

ます。その他の機関になつてまいりますと、殊に試験研究機関などになりますと地方の発展に使いたいというふうなこともございまして、積極的に自分のところへという希望が非常に多うござい

ます。これらの問題につきましては、今後全体の機関が決まりました後にそれぞれの機関の意見は十分尊重しなければならぬけれども、相談していか

なればならないな、こう思つておるわけではございいます。また、公団の中にも本四架橋公団のようなところは現に本四架橋が始まつておるわけではござい

ますので、その地方に移転になることはまず間違ひはないだろう、こう思つておるわけではござい

ますので、自分のところへと非常に強く言つてお

らまくというふうな状況はほんのわずかなものであつて、ほとんどが東京圏または関東圏という範

囲にとどまつてゐるのではないか、こういうふう

に思ひます。ここを一つの問題点として私は指摘しておきたいと思ひます。そして、これからのスケジュールなどを見せて

いただきますと、四月末までに集約してこの作業を続けていく、こういうふうになつてゐたわけ

でありますけれども、第二次、三次の集約はこのスケジュールに乗つて四月中旬に合うのでし

ょうか。どうなつてゐるのでしょうか。○奥野国務大臣 地方支分部局はどこの業務核

都市にできれば集中して移転させたいな、こう考

れておられるようですけれども、なかなかそれぞ

れ聞いてみますと難しい内容も含まれてゐるよう

であります。そこで、総理にお伺ひいたしますが、政府機関の移転という問題は、それぞれ各省庁によつて差

異はあると思ひますけれども、何としてもこの問

題を政府が率先してやり抜かなければ、東京一極集中という問題は口で言つてもなかなか難しい問

題じゃないかというふうに思ふのです。ですから、この問題こそ総理の決断、強い意思で実行を

していただきたい、こういうふうに思ひますが、

にありました四省庁の思想が統一されて、そうし

てそれを可能な限りスムーズに閣議に決定にまで持

ち込んでいきたい、こういう手法をとらざるを得

ないなというふうには感じておるところではござ

います。したがつて、そういう積み上げの勢力はいたし

ますが、やはり最終的な調整、別に私が強いリ

ーダシップでもつて抑えつけようというふうな思

ひ上がった考えはございせんけれども、最終的

な調整についてはみずからその調整に当たる努

力をする決意は持つていなければいかぬというこ

とを常日ごろみずから言い聞かせておるところ

でござい

ます。○中村(茂)委員 先ほどの「東京集中」が日本を

滅ぼす」という中に載つております資料を引用さ

せていただきましたと思ひますが、東京にあらゆる

問題が集中している、それを対全国シエアで見た

場合の相当な項目をここに掲げてゐるわけであり

ますが、三、四拾つてみますと、東京圏に人口

は昭和六十年には二五・五％、それから旧県民生

産は五十七年に三〇・二％、それから卸売販売額

は五十七年に四二・三％、株式売買額は五十九年

に六四・二％、情報サービス売上高は五十九年に

六四・八％、学術研究機関数は五十六年に三四・

一％、大学学生数は六十一年に四三・七％、外国企

業事務所は五十六年に六六・八％、外国銀行事務

所は五十六年に八五・二％、なるほどあらゆるもの

が東京に集中してきてゐる。そして、四全総によ

りますと、この人口問題に

ついてはある程度触れておりますけれども、やは

りこの中身を借用いたしますと、「東京圏の人口

について、四全総では趨勢値で三五八〇万、地方

分散策が成功したときの目標値で三三三〇万とし

てゐるが、意図的に低く抑えられた数字ともい

われない時期に、時期というものは四全総で言つ

てゐる昭和七十五年に「五〇〇〇万くらいになつ

ても不思議でないかもしれない、その場合、地方

経済は完全に破綻するであらうし、東京も内部崩

壊

第二類第八号 土地問題等に関する特別委員会議録第五号 昭和六十三年四月二十五日

三

三

三

しかねない。」こういうふうに言われておりますが、人口問題一つ考えてみても、またあらゆる企業、そのほかの業種を考えてみても、今政府機関を移転させるというふうに言っても、東京圏または関東、この範囲の分散と調整に終わろうというふうな傾向が非常に強いのではないかというふうには私は思うのです。

この法案の中にも出ております業務核都市の整備、これは東京圏にそういう核をつくって、そこそこへ持っていかうというのでしよう。だから、これの全体を見た場合に、全国的な分散になり、全国均衡のとれた国土の形成が本当にできるだろうか、そういう不安を強く持つわけであります。いろいろやってみなければ、やはり東京圏の整備に終わってしまった、そして少し膨らんで関東にあらゆる産業、あらゆる人口、そういう機関が集中してしまった、これでは分散、分散と言った意味がないじゃないか、この点の危惧を強く持つわけですが、長官はどういうふうにお考えでしょうか。

○奥野国務大臣 まだ敗戦後四十余年しかたっていないわけですが、最近でも、その間に第一次産業から第二次産業へ、最近はまだ第二次産業から第三次産業へと大きな経済構造の変化を見えておるわけですが、その間には、民族の大移動と言われるくらいに大きな人口移動もございました。最近ようやく落ちついてきているところですが、加速されてきたのじゃないかな、私はこう思います。やはり経済発展だけを考えますと、どうしても集中による効率をねらわざるを得ないのじゃないかな、こう思います。

幸いに、今や経済も大きな成熟のきわみを迎えたわけですが、一人当たりの国民所得も、あるいは円レートのなせるわざかもしれませんが、ある程度、スイスに次いで世界二位だと言われているわけですが、日本の最低の県の一人当たりの所得がイギリスを追い抜いているのではないか、こう言われている時代を迎えている

わけですが、そうなつてまいりますと、むしろこの過密を解消させて、地域の均衡ある発展のためにさらに大きな転換を図る時代を迎えているのじゃないかな、こう思っているわけですが、まして、それがまた四全総のねらいでもあると思えます。

そのためには、やはり交通、通信、情報を整備する、そういう面における格差をなくしていくことが、企業の立地などを移していく場合に必要のことではないだろうか、こう思います。最近、御承知のように、北関東でありますとか南東北の地域に先端企業がどんどん立地を進めておるわけですが、一つには高速道路が開通した、これが大きな力になっているのじゃないかな、私はこう思うわけですが、今後は情報や通信につきましても格差をなくす努力を一段と尽くしていくかなければならない。そして地域の特色を生かして、手づくりの地域発展、地域社会を工夫していかなければならない。そしてまた職住近接の地域社会が活性化を図っていくことができるのじゃないかな、こんな期待を持って法案にも取り組んだつもりでございます。

○中村(茂)委員 私の言わんとしていることはわかりだと思えますけれども、今の行き方からいくと、やはり東京圏として関東、そのところに集約される要素というものが非常に強くなるのじゃないか。言われておりますように、確かに新幹線とか高速道路、お互いに便利になるわけですが、地方へも行くでしようけれども、地方から中央への集中度というものは強くなるわけであります。ですから、その点をどういうふうに全国的に波及させていくか、東京を核にした関東の集中と、これをどういかに全国的に分散していくか、これが大きいポイントではないかというのを私は訴えているわけであります。

そこで、民間企業、工場、こういう点についての分散ですが、前からいろいろ歴史的な経過がありまして、東京中心の事業所税、これが追

い出し税とかいろいろ言われてきた経過があります。

ここに「東京プロブレム」という日本経済新聞社が発行した本がありますが、ちょうどこのところ引用しております。豊蔵元建設省事務次官、先ほど私の部屋へも来まして、今度阪神高速の総裁になるというふうなお話を聞いたのですけれども、この人の十五年前の反省という証言が出ています。四十七、八年、ちょうど税制改革が行われるというときに、この豊蔵さんが建設省の都市政策課長をやっておられた。そして、高度成長が矛盾を来してきて、東京を初めとするところの大都市でさまざまな社会問題や公害問題、交通事故が多発する、住宅が不足している、そこで、根本的に東京に大企業が集中し過ぎているので、追い出し税を創設してこれを国税として、それで得たものを今度は地方の整備、活性化に使うというところで提案した。結局自治省案が通って、地方税としてそういう都市税というものがつくられた。そして、地方税でしか都市税で、三千万都市のところでそれが広がってしまつた。ですから、東京にいても三千万都市のところで、三千万都市のところでそれが広がってしまつた。追出し税という意味はなくなつてしまつた、非常に残念だ、こういう証言をしているわけであります。

そして六十二年一月ですが、綿貫国土庁長官官当時に、私的審議会の国土政策懇談会の座長をやっている加藤一郎さんが富山市で、大都市に立地している企業については特別事業所税というのを国税として、中央の、特に東京都心の企業が出ていくような制度を考えた方がいい、こういうことを提案した。これを四全総の中に取り入れようということいろいろ議論したけれども、国税をそれぞれ地域に課税することは非常に難しい問題だ、こういうことでついに四全総に取り入れることはできなかったという経過があるわけでありま

その当時、ちょうど六十二年の土地問題が非常に強くなつてきたときに、建設委員会でもこの問題を大きく取り上げました。そして、当時の綿貫国土庁長官に質問したところが、東京都となかなか話がつかない、こういうことで、設置したいと思うけれどもなかなか難しい問題だという答弁がありました。確かに、言われておりますようにさまざまな問題がありましかるけれども、東京にこれだけ集中してしまつた、これをどういふふうにしていくかというのは、ただ看板だけや方針を立てただけではなかなか難しいと私は思うのです。ですから、こういう制度を思い切つて採用する意思があるかどうか、十分研究していただきたいというふうには思うのですが、いかがですか。

○奥野国務大臣 中村さんの御主張、私にはよく理解できるわけですが、事業所税をつくりましても大変な議論がございました。そのときには、東京一極集中というふうな事態にはなつておりません、おっしゃるとおり事業所税を追い出し税につくつて、それを財源にしてそれぞれの都市の整備を図っていくのだというところではございました。そのために人口三千万以上の都市にこれを使うというところでございます。どちらかといひますと、都市を都市らしい姿に改造していく、そのための財源に使おうというところであつたわけでございます。

でございますので、これを今さら東京だけにするわけにもいきませんし、今に至つては、まさに地方財源に一般化してしまつていけるのじゃないかなと思つてございします。その上にもう一つ追出し税をつくるというところはやはり理屈の上から難しいな、また東京だけをねらうということになつてまいりますと、外国の企業なども特にたくさん集中しているわけですが、外国の企業というのには、八十数%本社は東京にあるのじゃないかなと思つてございします。そして、そういう批判もあるわけですが、東京過密を防ぐためにすぐに東京追い出し税をつくるん

地方公共団体は基本的にはそれぞれの機能と責任を分かち合いつつ、国民福祉の向上のため相協力する関係にあると認識いたしております。今後とも地方制度調査会の答申、地方公共団体の要望等を踏まえ、あらゆる機会をとらえて権限移譲の推進に努力してまいりたいと思ひます。

さは言うものの、長い間国と地方の關係を通じて今のバランスができてゐるわけでありますから、なかなか一挙にこれを変えることはできません。しかし、今一極集中から多極分散型の国土形成が最重要課題として登場しているわけでございますから、この具体的な有効手段としての地方分権を今強力に進めざる絶好の時期だと思ひますので、懸命な努力を払つてまいりたいと思つております。

○中村(茂)委員 総理、今までのいろいろ長官または自治大臣とさまざまな問題についてやりとりをしてまいりました。私はまず冒頭から申し上げておきますように、政府機關の移転というのは、第

一次を見ても、これから第二次、第三次というふう

に集約していくわけでしょうけれども、非常に困難性が深い。しかも、やってみたところで大半は東京圏、関東、このところに若干移動ができるだけだ。そういうことを考えてみた場合に、総理の本当の指導性というものが問われるような気がいたします。

それから、こういうものを実施していく場合に、ただ箱物と人だけ運んでもどうにもならないわけでありませう。大きく言えば、地方分権という

か、それぞれその地域にある程度の自主性を持つた行動ができるような体制をつくらなければなりません。それが特に今強調されているというふうに私は思うわけです。やり方はいろいろあると思うのです。地方公共団体に今知事会から出ているような問題をきちつと伝えていくことも必要でしょう。それから各省庁が分散し、行つた場合に、それぞれのところに、何でも中央へ来なければど、うにもならぬということではなしに、そのこととそこにもある程度の権限を持たせる。それから、そ

それぞれの自治体もありますけれども、それぞれのブロックがあります。そのブロック、まあ東京とか北海道はそれぞれ機関もありますし、そういうところにもある程度権限を持たせていく、そして自主性を尊重していく。次に自主財源をどのように強化していくか、こういう問題は非常に重要な問題だと思います。

そういう点を含め、それぞれの問題を挙げてみますと、総理のこれからの決断、指導性、これが今それぞれ出ている問題を左右する非常に大きな課題ではないかというふうに私は思うわけであります。総理のお考え、それから決意、お伺いしたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 私は内閣総理大臣に指名していただいて幸せだと思つておりますのは、四全総というものが既に私が就任前に策定されておつた。これは施策を進めていく上の一つの基礎的条件として、私自身にとつて大変幸せなことであつた。それは思つておるところでございます。そしてその後のいわばしりとも申しますか、いろいろなことを考えながら、いわゆる多極分散型国土形成ということが少なくとも位置づけられはしてきつた。そういうことに、たまたま前内閣から今ももちろん継続しております土地問題というものがちやうど複合しまして、そこで国会に自発的に土地問題対策特別委員会というものができて、しかもこの四全総の促進のための基本法ともいふべき今次の法律がこの委員会に付託され審議されてきた。そういう環境は私自身にとつて大変恵まれたことであるというふうな問題意識をまず持つておるところであります。

しかし、今もろもろ御質疑がありましたように、これは一挙にできるものであるとは私自身ももちろん思つておりません。したがつて、少なくともそのはしりとしての、今第一次も第二次も第三次もあろうとおしやつた。が、曲がりなりにもできましてこの基本方針に基づいて、今は第二次でも申しましようかそうしたいものを少なくとも概算要求時点までには整理整とん

をきちんと、やはり各省庁の調整ということをお願いをしてやつていかなければならぬ課題だといふふうな、まず考へておるところでございます。

そうなるとう然のこととして、この問題は、今度はただ、首都が仮にどこにあろうとも、関東ブロックというものは関東のいづれかの地帯に移したがるやうなことが今現実化してある一つの問題になつておるわけでございますが、それだけでもとより済むものではございませんので、それこそ今おしやつた、道州制の議論まで進むかどうかは別といたしまして、そういう地域ブロックの問題に対してもそれぞれの青写真というものを、四全総で特徴だけは明記されておりますから、そうしたものに地域の方々の知恵を加えながら、そういうものを形成していかなければならぬというふうな考へております。

それと、今度はそれに伴うところのいわば地方の自主性の尊重ということでございますが、これは私は基本的に一番大事なことであると思つております。しかしながら、そのいわゆる財源調整ということになりますと、税源というものが非常にばらつきが多い今日、自主財源というものにもおのづからの限界はございまいしょう。したがつて、その中の議論ではまた第二交付税的な議論も出て、補助金に対するいろいろな角度的の問題も引き続き議論をしていただかなければならぬ問題ではなからうか。そして権限移譲の問題につきましても、確かに行政改革は天の声である、こういう雰囲気の中で行革というものが進められ、そしていわば非常に目に見えやすいところの国鉄とか電電とか専売とか、そういうものが総裁がいなくなつて社長になつた。こういう進歩はあります。たもの、地方への権限移譲ということになりますと、私もいまだしという感じを持つております。

これに対していろいろな困難な問題がありましようとも、私どもはそれに対してやはり着々と物を進めていかなければならぬではないかと思うかというふうな思つております。一挙にできるものと

は思ひませんが、もろもろの意見等、これは誘導税制等いろいろなございませう。そしてまた財源配分の問題等も踏まえながら、まさにその基本法ともいふべき今次の法律というものに基きまして、特に協議機関というふうなもので縦割り行政のもろもろの調整も私は幾ばく前進するのじやないかという期待感も含めて、これから私なりに、国会のこういう雰囲気は盛り上がつてきておるわけでございませうから、御協力も得ながら、まさに国民次元の問題としてこの問題を進めていくべきである、このようにみずからにも言い聞かせておるところでございます。

○中村(茂)委員 終わります。

○小此木委員長 次に、坂井弘一君。

○坂井委員 本題に入ります前に、奥野長官は先ほど、日本だけが侵略国家と言はれるのは当たつていない、こういう御発言でございました。そのことは、日本もやはり侵略国家には違ひない。中国それから韓国も大変大きな反発があるようございまして、人民日報あるいは北京日報、それから韓国におきましては韓国日報等々、いづれも、日本が侵略国家ではないという奥野長官の発言であつた、そのことに對して大変大きな驚きと怒りを感じる、こういうようなことでございます。

そうでございますれば、日本の過去のあの忌ましい軍国主義者による侵略戦争というものが、日本が侵略国家であつたと烙印を押され、またそのことを日本としても大きな反省として、日本国民、中国を初めアジア近隣諸国に多大の御迷惑をおかけした、そこから出発しているわけだと私は思ふわけであります。

したがつて、先ほど長官がおしやられたように、我が国は侵略国家である、これはもう率直に——そのところが侵略国家ではない、侵略を否定されたんだ、こう受け取られたとするならば、これはもう少し長官の真意を伝えて弁明すると申しますか、御迷惑をおかけしたというならば、かたというところで率直に、そういう何らかのこの発

言に對します收拾として対応されるお考えはございませうか。弁明されたいかかと思ひます。

○奥野國務大臣 百三十年前までは鎖国をして外国との交通も禁止しておつたわけでございます。開国してみれば周辺は白色人種の植民地になつておつたわけでございます。にもかかわらず、敗戦の際に日本だけが悪者扱いになつたわけでございます。そういう時代であつたのじやないかな、こう思つておるわけでございませう。

私は、日本が近隣諸国に大変な迷惑をかけてきたということは常に言つておることでございませうし、そのことはみんなは十分に理解してのことじやないかと思ふのでございませう。ただ、白色人種が自分たちのことを棚上げにして、日本だけが特別な国であつたやうな指摘がされておるということは自虐的精神に侵され過ぎておるじやないか、こういう気持ちがあるものでございませう。私はその当時の状況を申したわけでございます。そのときにある通信社が新華社に連絡しようというやうな話があつた。どういふやうな連絡をされたのか知りませんが、私はその辺の身にも問題があるのかと思つたりしてゐるわけでございます。私は何ら釈明をしなればならぬというのではない。どういふ反響が出てくるか知りませんが、それに應じて私はだんだんと明らかにしていけばいいのじやないか。私が進んで今ここで何かをしなればならぬというふうには思つておりません。また何かをしますと、またそれが、そのとおり伝えられる日本であればよろしいのでございませうけれども、私は必ずしもそうならない日本のマスコミ世界の一部に大変不満を持つておる一人でございます。

○坂井委員 この問題は余り私は深入りして議論するつもりはございませう。ただ、他國のことはいざ知らず、我が國がかつて侵略をしたという歴史上の厳然たる事実、これを踏まえて、中国を初めアジア近隣諸国に對して物議を醸すやうな御発言はひとつ慎んでいただきたい、そのことだけ

は申し上げておきたいと思ひます。

本題に入りますが、なぜ東京集中なのか。私は、その根本原因の一つは一口で言ひまして地方分権ができなかつたからではないか。今、首都圏集中型の発展を日本がずっと遂げてきたわけですが、どうもこのことは中央集権それから独占化あるいは画一化、こういう弊害をもたらしてきたこともこれまた事実ですね。このことは、考えますところ日本の社会のあり方といひますか、大変深いところがかかり合つていふところのようですが、東京一極集中、中央集権から地方分権へ是正を行う、改革を行うためには、やはり相当の決意と戦略がなければこれはなかなかにして難しい問題だらうと思ひます。

そこで、総理に冒頭お伺ひしたいと思ひますが、多極分散のためには国が持つていふ行政権それから財政権、これを大胆にかつ大幅に地方に移譲する必要があると思ひますが、今までも地方分権が言われながらなかなか進まなかつたと思ひます。これは一体その理由は何か。あわせて、総理は今後どのように取り組まれるのか、その方針と御決意をまず承りたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣　まず、先ほど申し上げましたが、私が総理大臣に就任した折、四全総といふのができておつたといふのは私にとつて大変幸せだつたな、こう思つております。その上に国会において特別委員会が自主的にできて、それをサポートする環境が熟しておる、これも大変に幸せであつたといふふうに思つております。

そこで、なぜ東京中心かといふことについて私なりに考えてみますと、明治二十三年七月一日が総選挙が行われた最初の年でございまして。そのときを覚えてみますと、東京が、約でございしますが、定かには覚えておりませんが、約百八十万、新潟が百八十万で、三万人ぐらゐ新潟県が多いわけでございます。そういうような状態であつた。すなわち、明治二十三年といふのは、国会もできましたが、ある意味においては中央集権の始まりだつ

たかな、こういう歴史的印象を、印象でございませうけれども、私は持つてきております。その後だんだん人口の変化が生じてまいりましたが、しかし、そのときは地方と東京との一人当たり所得格差といふのが大体九分の一とか、あるいは愛知県でも三分の一ぐらゐでございしたか、そんなような開きがあつたのが、ある意味において中央集権的なものによつてそれが均等化されてきたといふことがあつたのではないかなと思ひます。

ところが、それが今の時代に、まさに今度は行政権限だけでなく産業機能その他も全部集中しましたために弊害が起きてきて、そうして戦後のいわゆる地方自治といふものからして地方分散といふことが始まつたが、現実的にはそれが定着してない。いわば格差の是正等には幾ばくか役に立つてゐることは事実でございしますが、それがたがつて、私は、今度出た多極分散といふものがまさにこれからの一つの哲学であり、そうすればそこで最も力を持たなければならぬのは地方自治じやないか。そうすると、力を持つといふことになりまして、おつしやいますとおりの権限の移譲と財源の配分と、いわばこの二つに尽きるとも言えるのかな、こういう感じがしてゐるところでございします。

したがつて、権限移譲の問題は、臨調答申、行革審等からして、いろいろ指摘されていくのを着実にまず実行していかなければならぬ。いわゆる財源問題につきましても、今度は税源といふものが非常に偏つておることに問題があるもので、これはまさに国会の問題としていろいろ議論していかねければならぬ課題だらうな、しかし税制改革等において地方税の充実といふことがまた考えられておることは私も承知しておりますけれども、よく言われます地方制度審議会がございしますが、そうした意見等も十分に議論しながら、国会の意見等議論しながら、税源配分といふのは非常に難しい問題でございしますが、これは避けて通れない課題だと考えます。少し話が長くなりましたが、ま

○坂井委員　総理、お答えいただきましたが、ま

さにこれは国会の問題として、国会の権限、責任において進めなやならぬ大変大きな事柄、問題だらうと思ひます。日本ほど集権的行政体制といふのですか、こういう体制の国といふのはちよつと外国には例を見ない。歴史的な背景までさかのぼるつもりはないのですが、どうも徳川幕藩体制以来、日本の社会風土、そういうところによつて根差してきたものが今日の中央集権的な、またこのことが東京一極集中といふものを形づくつてきたのではないかなと思ひますが、今日の時代といふのは地方分権、地方の発想、地方の創意工夫、地方の活力、こういうものを引き出していく個性化の時代といひますか、東京一極集中、中央集権によつて画一化されたものを、規格品、規格品の大衆生産時代、あれは高度成長の時代だたらうと思ふのですが、これはよかれあしかれ中央集権が非常に大きな役割を果たしたのだらうと私は思ひます。ただ、今はちよつと違ひますよね。多品種少量生産の時代だとかこんなことを言われまふけれども、どうしても地方分権、これを進めなければ新しい時代に対応できない、社会風土、社会体制、社会のあり方、その根っこにかかわる非常に大きな問題だらうと実は私は認識をしてゐるわけでございます。

総理、お答えいただきましたけれども、確かに国の権限、許可事項だつて一万件近い、その根拠になる法律が二百二十一もある。中にはパスの停留所を変更するものも中央へお伺ひを立てなければいかぬ、民生委員の委嘱もそうであります、犬の登録等々、こんなものがなぜ許可事項なのか。地方でどうしてできないのか。もつと地方を信頼して、あるいは責任を持つていただいてきちんとしてくださうと言へばできることまでが許可事項だといつて、中央が頑とこれを持つてゐる。そして相も変わらずとにかく陳情合戦、これは現代の参勤交代、それで東京へ東京へ。この体制が続く限り、これはいよいよ新しい時代に我が国は逆行してしまつてしまふやうなものになつてしまふ。その一つのあらわれが今言う東京一極集

中であり、やはり多極分散という方向に向かわざるを得ないといふせ、つば詰まつたところから出てきたのが今度の多極分散型国土形成促進法であらう、実は私はそう見ているわけでありませう。

したがつて、一極集中打開のためには大胆かつ大幅な地方に対する行政権限移譲だ。そのところが徐々に小手先で部分的にやつても今までの手法ではもう行き詰まつたのではないかな、こんな気が実はいたします。これはまさに国会の問題だ。そこでこれを本気にやろうと思へば、例えば国会に行財政権限を地方に移譲するための特別委員会みたいなものを、これはなじむのかなじまないのかどうかかわりませんが、あるいは首都機能等の移転に関する特別委員会、国会の権限、責任において思い切つてここで議論をして大胆に進める、この手法しかないのかな、こんなことを思うのですけれども、総理、私今申しましたような考えに對しまして、総理のお考えをひとつお聞かせいただければと思ひます。

○竹下内閣総理大臣　私も政治家ではございしますが、国会で指名された行政府の責任者といふことでは国会に対する発言はその域を出てはならぬといふことを私も幼少のころから教わつておりますので、おのずから限界があることをお許しをいただくといたしますならば、私の感想を申し述べさせていただきます。まずならば、この土地対策特別委員会といふのができた、そうしてその中の議論等を私も拝見させていただいておると、今坂井さんがおつしやつたようなことを国会でいろいろお考えいただいておりますのではないかな、こういう印象を持ってお話を伺つていただいておりますというものが素直な私の感じでございます。

○坂井委員　陳より始めようといふこともありまして、あるいは国権の最高機関としてのこの国会の意思といふものが、今私が提起いたしました中央集権から地方分権へ、こういう新しい時代の方角を形づくつていく、実現を期していく責任ある立場といふのは国会だらう、まさに総理の御認識とおりと私も自覚をいたします。ただ、なかなか

してこれは進まないということもこれまた事実なんです。

奥野長官、昨年私はこのことに触れましてお尋ねしましたところ、長官から次のような御答弁をちょうだいいたしました。実は私非常に感激、感動いたしました。長官の御答弁はこのようになっております。「国会がまず率先して移転していけば、あとはついてくるといいます。同時にまた、戦後、民主化だ地方分権だと言っていましたけれども、最近の模様を見ますと、中央集権にだんだん来ていると思います。私もやはり、多極分散型の国土総合開発を言う以上は、権限の運用の面においても地方分権の方向に切りかえていかなければならない、こんな考え方も持っているわけでございます。」まことに的確な御答弁をちょうだいいたしました。

そこで、国会あるいは中央省庁の移転について、総理、これまた御感想で結構でございますが、私はやはり国会が移転していくのが一番早いのか、と、ハードの線と中央の中枢管理機構、なかならずその中の国会、この機能が東京から外に出る、そうするといくると長官おっしゃる、全くそうだと思う。これは国会の求心力というのは大変大きい。行政も、あるいは経済、文化、すべてが国会を中心に集まってきたことは日本のまさに特殊なこういう体制、仕組みでありますので、国会が外に出ていけばみんなついてくるだろう、全くそうだと思うのです。国会が外へ出ていったらどうか、国会移転に関する特別委員会ぐらいはつきり表題をうたつて、そんな委員会ぐらいでないかな、そうすればまだるっこいことはなしでどんな議論はかみ合いながら前向いて進むのではないかな、こんな気がするのです。また、そういうことを決めれば東京の地価は下がると思いますよ。それが一つ。

それから、では来年か、これは無理でしょうね。二十年か三十年先だ。かなり将来にその移転のめどを置くことにすればいいかでしょう。そうすればできるのではないのかなという気が実は

私はしてあるのですけれども、総理の御感想を承りたいと思います。

○竹下内閣総理大臣 感想と言っていたが、たので、行政府の長がそれを考えておると言えはこれはあるいは独断専行のそしりを免れないであろう。しかし、一つの見識として私どもは十分承らしていただいたということに尽きるのじゃないかなと思います。

○坂井委員 報道によりますと新行革審の土地対策委員会の答申が六月に出るようでございます。その中で国会、裁判所の移転、再配置の検討を期待する、こういうことで記述されるのではないかと、この報道があるのですが、これが出れば、これは私が今申し上げたこと、また長官がまさに国会の移転ということをおっしゃったことと一にする答申と思うのですが、これは大体どんな方向に行っているのでしょうか。

○増島政府委員 行革審におきましては土地問題の特別の委員会を設けて今検討しておりますが、その審議につきまして大体五月の末ぐらいになりまして、そして本審議会にそれを報告するという段取りになっております。

首都機能の移転につきましては「当面の地価等土地対策に関する答申」がございしますが、その中で、緊急の事項以外に中長期的といいますが、より本格的に検討すべき問題として、「首都機能、都市・産業機能の分散等」につきまして、はさきに検討するということで、そういう事項についていろいろな御審議をそれを含めてされていくというところは事実でございますが、内容につきましては、まさに審議の途上でございしますので、まことに恐縮でございますが、現段階においては申し上げることはできないということでございます。

○竹下内閣総理大臣 最初、実は土地対策を政府の審議会で、どこでやってもらおうかと私も悩みました。それで、各種の規制がございしますから、そういう規制を緩和するという方向からすれば行革審に取っかかりがあるのではないかと、このことをお願いをして、しかも、余り気にしないでかなり

踏み込んだ議論をしていただいて結構だというふうな気持ちもお伝えをしたわけです。

そこで、行革審でいろいろ議論が行われ、それで、中長期にわたって検討をすべきことというようになことが記述され、それも含めて今議論をしていただいておりますわけですが、ただ、行革審そのものの持つ権限からすると、そこまでは、検討課題としては触れることができません、こういうことをすべきであるということ、恐らくちょっと、若干遠慮されるのかな、私のこれも印象でございます。

○坂井委員 私もそのような印象を持っております。ただ、国会の移転まで検討することを期待するということも仮に検討されているとすれば、これは相当思い切った国会に対する御注文だな、国会みずからが決めるべき事項に対してそこまで来てるかな、そういう意味で実は評価をした、私はそう思っているわけでございます。

論点をもう一遍整理いたしますと、私の言いたいののは、地方分権、国の行政権限を思い切つて地方に移譲する、これはソフトの遷都。もう一方において、この国会を初め、中央、東京に集まりました中枢管理機能、首都機能、これを一括して移転する、これはハードの遷都、これを一括して移転する、これはハードの遷都、これが現実性があるのかな。しかし、それに先立つてやらなければならぬことは、やはり地方に対する分権、これをどこまで進めることができるか、これがより大事だろう。少なくともこれを一体のものとしてとらえて遷都論を行いませんと、ただ機能の分散だけでは多極分散の国土形成はおおよそ無理だろう。私は実はそんな気がしながらお尋ねをしているわけでございます。

長官にお尋ねいたします。一省庁一機関の移転計画、これは総理が御発案になりました。何でも移転対象機関が約百機関ぐらい挙がっているようでございますが、移転先はどこだろうかというのが、実は私は非常に関係を持ちましてじつと見させていたいただいております。

けれども、どうもまだはつきりしない。どうやらちらちら耳に入ってくるのは、聞こえてくるのは首都圏の中というのですか周辺に移転をして、言わねば首都圏内の移動というように、い

わゆる一省庁一機関の地方移転、地方へ、東京圏外へ出るというのがどうも少ないような、そんなことを聞くわけでございます。その辺はどうなんでしょうか。

それと、それでは言うならば展都みたいなものでして、ますます東京圏、首都圏の圏域を拡大をするということに相なりまして、人も物も金もおまた東京集中、今の首都圏の拡大ということになつてしまふのではないかと、こういう危惧を私は持つわけでございます。本当に一省庁一機関の移転と言ふならば、思い切つてうんと遠い外へ出る、出させるという方向で作業を進められますか、いかがでしょうかということでございます。

○奥野国務大臣 多極分散型の国土をつくる場合に、政府関係機関もその一つの役割を果たしてもらおうとは思っているわけでございますけれども、これだけが特効薬ではございませんのでこれだけで多極分散型の国土ができるとはもちろん思っておりませんし、坂井さんもそういう意味でおっしゃっていることとは百も承知しているわけでございます。

やはり基本は国土基盤を整備する、交通、通信、情報、どの地域にのつてもその格差がないというような社会をつくっていくことが根本ではないだろうか、こう思つておるわけでございます。幸いにして青函トンネルができましたり瀬戸大橋ができましたりして四つの島が交通で結ばれるようになったわけでございますけれども、四全総には全国一日交通圏というのをうたい上げておるわけでございます。主要な都市から主要な都市へ行くのには一日で往復できるんだというふうな状態に持っていこう、こういうことでございまして、したがって、高速交通機関の体系も整えていかなければならないのではないかな、こう思

います。高規格幹線道路の一万四千キロメートルは既に閣議決定されているわけでございますけれども、リニアモーターカーをどうするんだとか、空港をどうしていくんだとか、コミュニティー空港でありまうとか、ヘリコプターの基地をどうするのかといったような問題もあるわけでございまして、いろいろな問題を抱えている上に、これまで地方の発展につきましても、中央の方からこういう方針でやれば中央が応援しますよという姿勢でございました。新産都市の建設も工場の法律も、あるいはテクノポリスの法律もみんなそうでございました。今度はそうではなしに、地域地域で知恵を出さないよ、その特性をどう生かしたらいいかというのを考えないよ、そして創意工夫を尽くして努力をしてくれるならば国もお手伝いしますよ、そのためには促進協議会をつくって、知事さんばかりでなしに関係各省の人も集めて早急にそれが達成するような協力をしますよ。言いかえれば、規格的な、統一な地域発展ではなくて手づくりの地域発展、そういうところへいけるような、日本の経済力も充実してきたということにもなるのではないかなと思つてございまして、けれども、いろいろな手法を合わせまして多極分散型の国土をつくりたい、こういうような考え方で進んでおるところでございます。

○坂井委員 東京にあれば何でもあるんですね。ですから、人はやはり集まりますよ。魅力がなければ地方には来ません。道路交通網を整備すれば、そうしたらお金みたいなもので金利は高きに流れる、水は低いんだけれども、道路だって一緒で、道路がつけば魅力がある高い方へ、田舎から都会へ、都会から東京へ、どうもこういう流れになつてきている。だから、これを食い止めるといひますか交流をさせる。それにはやはり地方にも魅力のあるものがなければ、東京に対応するようなものが必要で、画一的な同じようなものを幾らまねをして地方につくつても、今それでは魅力にならぬですね。東京には場があります、舞台があります、面としての広がりがある。何でもあ

る、ごつた煮。地方は、部分的にとらまえてみたつて点ですよ。そういうところは若者にはおもしろくない、魅力がない。ですから、美術館ができた、体育館ができた、いろいろな箱物はできるんだけれども、どうもやはり東京の方がいいですね。

○そこで、総理、これは御感想として、例えばパングを見たかったら東北のある町に行けばパンダがある、コアラを見たければ四国かどこかの町に行けばそこにコアラがある、二つ三つはない、これは物の考え方です。東京には東京デイズニールンド、東京ドームもありますから、やはり東京に來なければいかぬですね。あるいはイベントだつてそうでしょう。長官、今度奈良ではシルクロード博、これは大変結構な催しだと思つて、何かそういう独創的なもの、他に二つとない、同じようなものをまねるのではなくて、日本全国のあちこちにいろいろなもの置く、あるいはいろいろな催し物を多様に分散して考える、これも多極分散型国土形成への大事な一つの手法だろう、私はこんな気がしておるのですけれども、ひとつ御感想なりお考えなり御方針なり承つて終わりたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 今おっしゃったことに私ごとく賛成でございます。確かに先ほど奥野長官からの答えにもありましたように、例えば私自身の国会における経験を振り返りましても、新産都市だ、あるいは地域立法では過疎、一番新しいところは半島振興なんというのがあります、言つてみれば中央で規格をつくりましてこれに合致するような計画をどうか持つていらつしやい、こんな感じでございます。これからは地方の歴史とか文化とか伝統とかそういうものに基つた特色あるものを地方から持つてきて、さあ今度は協議会等をつくつて、どのようにして国がそれにサポートしてさしあげる事ができるだろうか、こういうふうに変化する。そうすると、今おつしやいような美術館の例もありましたが、美術館は最近各地の美

う考えるわけでございます。

そういう意味におきまして、現在国土庁というのは国土総合行政を調整していくその推進機関でございまして、この法律ができませんと、この法律を根拠にして積極的に公共事業への配分などにつくましても地方の意向に即して物を言っていくことができませんので、これはないだろうかな、そういうことを通じて地方財源の面についても配慮していくことができるのではないかな、これもまた一例でございまして、そういうことで実をたてていこう、こういう考え方でこの法律を苦心したわけでございまして、わずかな期間につくり上げたわけでございまして、おそれなく、その割合にはまとめることができたのではないかなと私なりに思っております。

○田中 委員 それでは具体的に総理にお伺いしたいと思えます。

今地方分権の話がそれぞれ、先ほどの論議でも明らかになりましたし、長官の話でもなりまして、しかし今度の法案の中でも、例えば業務核都市づくりの中で、その整備を図るためには内閣総理大臣が業務核都市の基本方針を策定し云々という形になっております。ここには地方の意見を聞くということと全然うたっておりません。そしてなおかつ、今地方分権が本場に論じられるのであれば、その方針の中に、地方の意見を明確に反映し、とか地方の意見を聞く、そういうことを明らかにすべきだろと思えます。あるいは我が党でかねてから財源問題で主張していたように、今の補助金を見ていただければわかるとおり、補助金のためにいろいろな形で御苦労をされておる。私たちはメニュー方式ではなく一括方式、すなわち第二交付税的な要素を含めて、こういうことも過去に何回か総理にもたしてまいりました。発想の転換はもう既にこの時点から図るべきではないかというのを私たちは申し上げているわけであり、そういう問題を私たちが申し上げていくわけであり、そういう問題についても明らかにしていきたいところ、一部骨抜きではないかというところ

とを言われておるわけでございますので、この辺について総理の見解をお伺いしたいと思います。

○竹下内閣総理大臣 基本的には今国土庁長官からお答えがありまして、要するに、これから地方の知恵を吸い上げて、どのようにして協議会等をつくりながらこれが進みやすいように公共事業の傾斜配分等も加えて調整機能を発揮していく、その基本法である。

そこで具体的な問題として業務核都市基本方針の策定の問題についても御言及になりましたが、この問題は東京圏における大都市問題の解決を図り、良好な居住環境を確保するため、諸機能の東京都区部への過度の集中を是正し、これらの機能の適正配置を図るという広域行政の観点から、国がまず業務核都市基本方針を定めるものとしたところでございまして、この基本方針は概括的な基準にとどまるものであつて、個別具体的な都市の整備の構想については各都府県が作成することとなつておりますので、地方公共団体の自主性を十分にこれには生かしていくという基本的考え方で臨まなければならぬ。

しかし、基本的にはそれ以上に、いわば財源移譲の問題もあるんじゃないか、そのとおりであります。第二交付税構想というのは、これは古く新しい問題という、あるいは古い問題にかなりなつたかもしれぬ、しかし今でも新しい問題として続いております。これは検討に値すべき問題ですが、今度はいろいろな補助行政の、いいところもまたあるわけですから、それとの調和というのが難しく、今日まで答弁はまるで定食を差し上げるように検討すべき課題であるというように限界をそこに置いておつたわけであります。この第二交付税あるいは第二交付税的のとも申しさうか、こういうことについての補助金行政のあり方についての検討を続けることは当然のことであろうというふうにも私も考えております。

○田中 委員 いずれにしてもこの第二交付税の問題も地方分権の一つであらう、こんなふうな

私は考えておるわけであります。

そこで、具体的に国土庁長官にお伺いしたいのは、例えばせっかく今回の行政機関が地方移転された後、これに対する跡地利用計画というものが明確でない。例えば跡地利用計画、そこには社会的な公共施設をつくるのか公園であるとか文化施設であるとかイベントホールであるとかあるいは高層住宅をつくるんだとか、こういう形でこの辺を明確にしておく必要があるであらう、こんなふうに思っております。移転された後、また何かの目的でそれが地価の高騰を招いたのではないかな、その辺も明らかにする必要があります。ないか、この辺について明快な答弁をいただきたいと思ひます。

○奥野国務大臣 跡地の利用につきましては、今田中さんがお述べになりましたようなことを私たちも十分に配慮していかなければならないことだと思つております。いざ移転政府関係機関が固まりました段階で、その問題を取り上げようと思つております。もちろん地価の高騰にさらに拍車をかけるようなことは当然慎んでいくことは言うまでもないことだと思つております。

○田中 委員 いずれにしてもこの辺を明らかにすること、今回の法案もより具体性が強化されるのであらう、こんなふうな思つております。で、この辺を指摘しておきたいと思ひます。

経企庁長官が来ていただいておりますのでお伺いしたいわけでありますが、四全総は大体一千兆円という形でスタートされております。昭和七十五年、こういうことですね。これは大変評価されております。しかし、今回の多極分散の問題にしてもあるいはまた四全総にしても、財源問題がさつきから論じられております。そういう点では国の経済の見通しというのは欠くべからざる今度の大きな柱になつてくるんだろと思ひます。そういう点では、この一千兆円の昭和七十五年の経済見通しというものは非常に立てにくいかわかりませんが、今せいぜい五年計画しか立つていないわけでありまして、しかしこれだ

けの大きなプロジェクトを組んで将来に行くにはやはり財源というものを明確にしなければいけないということも、総理も国土庁長官も明確にしているわけでありまして、しかし、そういう点においては経済の見通しも当然七十五年までおぼろげながらであつても明確にする必要があるであらう、官民一体となつてこの行事は進めなければいけない問題でありますから、その辺を明らかにしていただきたいと思ひます。

○中尾国務大臣 田中先生にお答えさせていただきます。

見通しとして昭和七十五年でございますが、二〇〇〇年というところになります。これは御案内のとおり、私もたつた今そこから駆けつけてきたのでございまして、経済審議会が向こう五カ年の、名称はどうなるかわかりませんが、今ずっと担当してやっております次第でございまして、したがって、きちんとした委員のお答えになり得ないことは残念だと思ひますが、発表いたしました企画・公共部会、この中でも相当な論議が展開されておるわけでございまして。

御案内のとおり計画期間中の経済運営におきましては、まず対外不均衡を是正しようじゃないか、それから規制の緩和もしようじゃないか、あるいは国民生活に実質的に結びつく、暮らしの豊かさを味わえるような経済にしようじゃないか、これは根幹として考へておるわけでございまして。そこで、思い切つた構造調整を図りまして、そしてまた内需主導型の推進というものが何と云つても先生御指摘のとおり大事だと思つてござい

ます。そこで、こうした構造調整の推進という意味におきまして、計画期間中は、内需に近年すばらしい高まりを見せておる、これを続けようではないかということから、実質経済成長率は大体四カ四分の一と見ておるわけでございまして。したがつて、前よりは一%強というところになりまして、しかし、さきさきながら、外需をマイナスの

寄与度に持つていくという観点から、現在の段階では三方四分の三というOEC方式を取り入れて、その形を表現で考えているというのが実情でございまして、限りなく内需を拡大し、そして国民生活の豊かさ、世界への貢献度というものを含めて考えていく、しかし、その中において外需というものはやはり世界への貢献路線に沿ってマインズ寄与度で考えていかなければならない、このように考えておる次第でございまして。

○田中(慶)委員 いずれにしても今回の多極分散型の国土づくりもこれからの内需拡大に大きな貢献をされると思いますので、その辺をひとつ含んでやっていたらいいと思います。

そこで、実はこれは運輸大臣に質問しようと思つていたわけですが、きょうは参議院の決算ということで、基本的には総理にお伺いしたいと思ひます。

実は今回の多極分散の問題も、行政の分散なり地方振興開発あるいは交通問題、さらには大都市整備という大きな四つの柱になつてゐるわけでありまして、交通網の問題、すなわちこの例えは今回のように業務核都市づくりの整備というところを考えたときに、道路とか鉄道とか飛行場、交通、航空問題が非常に大きな関心を持たれるところでありまして。

そこで、実は神奈川というのは、委員長も神奈川ですけれども、人口が七百五十万、そしてまた京浜の産業地帯である。リニアモーターカーを一つとつても、東京に拠点を置くといつても既に非常に難しい状態でありまして、神奈川に持つていった方がいいのではないかと、あるいは東北新幹線も上越新幹線も横浜の貨物線を利用すれば現実を横濱まで持つてこられる、あるいは横濱の海岸を埋め立てれば飛行場もできるであろう、そんなことをすれば新しい拠点を新しい都市づくり、核ができるのではないかと、こんな例えの例を用いながら一つの例として申し上げたわけでありまして。もう東京の交通状態はまじしくマンネリ化された交通渋滞という形で、これに幾ら巨

額のお金を投資したところで直らぬと思ひます。ですから、新しい発想のもとにそんなことをやられたらどうだろう、こんな考え方を持つてゐるのですけれども、突然でありまして、総理の見解をお伺いしたいと思います。

○奥野国務大臣 先にちよつと私からお答えをさせていただきます。国際的な都市が東京だけだということになりますと、世界のいろいろな機関が東京に殺到、集中いたします。やはりそれは避けなければならぬ、じやないか、横浜・川崎も東京にかり得る国際的な機能を持つた町にしたい、こう考えておるわけでございます。そういう意味合いから、先ごろ国際会議場も横浜のみならずさいたまにつくることに決めたわけでございます。横浜市も、地方自治大学を東北ニュータウンに持つてこいとかい

ろいろなことを言つておられるわけでございます。また、湾岸道路あるいは第二湾岸道路はまだ構想でございますけれども、そういう問題もありまして、また、鉄道の問題にいたしまして、横浜

市交通局の三号線の問題もあるわけでございます。また、やはり一つの都市圏を形成して、そしてまた国際的な機能を果たし得る地域社会にしたいかなければならない、そういうことで今後私たちがしては努力をしていきたい、こう思つてゐるところでございます。

○竹下内閣総理大臣 「ふるさと創生」の原点からいいますと、言つてみればあのみなとみらい計画なんというものはその一つのひな形だと私は思つております。したがつて、今おっしゃいました道路、鉄道あるいは飛行場等々の問題も、やはりそういう一つの積み上げの中から出てくるものであろうし、それに対して政府として大いに関心を持つというのとは当然のことじやなかろうかというふうな考えです。

○田中(慶)委員 時間が参りましたので最後にさせていただきます。実は、今回の国土法案も大変期待をされておりましたし、スタートの時点でいろいろな形で国土

庁の努力というものは私ども敬意を表したいと思ひます。しかし、国土庁が生い立ち、四十九年、すなわち狂乱地価という形の中で、列島改造論の中で生まれたわけでありまして。今回、国土庁がせっかくこの法案をつくるのに御苦労されたのですけれども、もう既に骨抜きにされたようなことも言われておりますし、また私ども、それぞれ当初から考えてみますとそういう懸念も持たれるわけでありまして。

そういうことを考えてみますと、先ほど総理は、行革は天の声、こんな形で言われたわけでありまして。そういうことは国土庁の本来の目的を達成する意味においては、極端なことを言つて国土庁の采配の問題について検討すべきか、もう一つは逆に、本来の調整機能を十二分に果たす意味でより充実するか問われている、今回の法案の意味においては、相当国土庁に対する期待と、もう一度采配の問題をあわせて考えられるべき問題である、その考え方に於いて総理にお伺いして私の質問を終わりたいと思ひます。

○竹下内閣総理大臣 国土庁の持つ調整機能というのが、いろいろな曲折を経ながらもこの法律の作成というものの結果として実を結んだものじやないか。したがつて、いろいろな御批判を絶えず受けながらも、なおこの総合調整機能の強化という方向でこれから進んでまいりたい。御激励を賜りましたこと、ありがたうございました。

○田中(慶)委員 以上で終わります。ありがとうございました。

○小此木委員長 中島武敏君。

○中島武敏君 私は、大変時間も限られておりますので、幾つかの問題を総理に端的にお尋ねいたしたいと思つております。

三全総は、大都市に対する集中抑制、それから分散、再配置の積極的促進を打ち出したわけですが、結局効果を上げなかつた。それで四全総で東京一極集中を是正して多極分散型の国土を形成する、こういうふうな言わざるを得なくなつたわけでありまして。ところが、その四全総にもこ

の多極分散型国土形成法案にも集中を規制する具

体策というのがないのです。

それで総理に端的に伺いたいのは、どういうふう

にこの集中を規制しようという策をお持ちなのか、この点を伺いたいと思ふのです。

○奥野国務大臣 ちよつと私から先にお答えさせていただきます。

やはり東京から事務所、事業所もできる限り出ていっていただく必要がある。そのために受け皿として業務核都市を整備していこう。それに対しては税制問題などについて優遇策をとろうとしているわけでございますが、それ以上に、政府機関み

ずから二三区の外に出ていけるものは出ていくようにしようじやないか、こうしてゐるわけでございます。

同時にまた、地方地方においてもそれぞれ工夫を尽くしていただいてそこが発展の拠点になるような努力をしていこうじやないか。そういうことを考えてまいりますと、国土の均衡ある発展を図ることが集中を排除する根本になるだろうと考えるわけでございます。そのためには何といつても

国土基盤を整備していかなければならない。ということになると、交通、通信、情報の体系を整備していくということだと思ふのでございまして、そういう点についても特段の規定を設けておるわけでございます。公共事業費の配分などにつきま

してはそういうことを考えて努力していかなければならぬと思ひますので、この法律を基礎にいたしまして、国土庁が持つております国土総合開発事業調整費などが一層役に立つていくのじやないだろうか、こう考えているところでござい

ます。

○竹下内閣総理大臣 確かに三全総への反省といふものが四全総になつたとは思ひません。御指摘もそれなりに私は正しいと思つております。そこで四全総というものができた。具体的には、ま

かし当面のホットな問題としては業務核都市等において東京都内からの分散というものも図つていこう。こういう長期的な環境の整備と当面の措置と両々相まって進めるべき課題である、このように考えております。

○中島(武)委員 今長官と総理からお答えがあった。環境を整備するとかあるいは業務核都市をつくって税制優遇で誘導する、いろいろおっしゃるのですけれども、これも端的に申し上げるのです、いろいろそういう措置をとつても実際には東京に対する集中を規制する特別な措置をとらない限りは東京に対する集中というのとはとまらないんじゃないか、私はこう思うのです。

それはほかでもないのですけれども、四全総の案では、集中を規制する上で必要なものとして都市計画制度の活用、東京都心に立地する事業所に対して東京都心部という我が国最大の集積利益を享受するという事実に着目した特別な負担を義務づけるいわば特別事務税の導入、それから事務所に対する許可制の導入、こういった具体策を挙げたのですけれども、これがみんな四全総では消えてしまったのです。わずかに四全総に残りましたのは、「東京中心部等に立地する事務所等の費用負担の在り方も含め幅広い観点から、適切な措置を検討する。」こうあるのですけれども、安藤太郎国土審会長はこの点にクレームをつけて、これにまたストップをかけてしまった、こういう御存じのような事態です。財界に押されては東京への集中というのはなかなか規制できない。

そこで四全総とかかわりでお尋ねしたいのですけれども、四全総では東京を国際的な情報・金融都市、こういう位置づけをしている。これに勢いを得て三菱地所が御存じのような丸の内再開発計画を発表しました。これは、指定容積率を世界にまだ例のない二〇〇％にする、サンシャインビルクラスのオフィス群を約六十棟建設する、それで丸の内周辺のオフィス人口を現在の二十七万人から四十七万人へと二十万人ふやすとんでもない計画、こういうものを発表したのです。

私は、これは東京へ集中する最たる計画じゃないかと考えております。この点で、総理はこういう計画をお認めになりますか。集中を是正しようと考えている総理は、どうでございますか。

○竹下内閣総理大臣 その問題は、まさに構想が新聞に出ておつたようなことは私も聞いておりますが、具体的な中身はつまびらかにしておりません。ただ、この国際金融都市という問題につきましても、私が大蔵大臣のときに、実は金融の国際化、自由化というのは急速に進んできたわけでありました。したがって、その問題についてのこういう波及の仕方が出てきようということをどれだけ意識したかと言われれば、やはり限界があつたな、そこまで深刻に考えなかつたのじゃないかなという反省も実はしておりますが、国際金融都市としてのあり方というのにはいろいろな構想はあり得るだろう。しかし、その構想について私が中身をつまびらかにしておりませんので、どういふふうに対応するかということを今お答えをする準備はございません。

○中島(武)委員 国土庁長官は、この問題について見解ありますか。

○奥野国務大臣 今総理からお答えになりましたように、一つの構想として打ち上げられたわけでございます。いろいろ考え方が出ること、その間にによりよい方向を見出すことができて、それ自身を否定する必要はないじゃないかな、こう思います。

それでは、それが実現可能かということになりますと、これはやはりいろいろ議論が出てくると思つておられます。容積率も二〇〇％ということをやつておられます、あるいはまた上水道や下水道やその他の問題についてそれだけの容積の拡大ができるかどうかとか、いろいろ問題があるだろうと思つております。

いずれにいたしましても、そういう一つの構想でございまして、その構想の出ることを私は否定をしない、いろいろな構想を歓迎しながらよりよいものを求めていく、自由な中に発展を求め

ていきたい、こんな気持ちでおるわけでござい

ます。

○中島(武)委員 私は、いろいろな構想が発表されることは悪いと言つてはいいないのです。しかし、こういうのがどんどん吹き上げられる。これはなぜかという、一つは先ほど総理に申し上げた東京の位置づけというような問題もありま

す。

同時に、四全総にしろ今度の多極分散国土形成法案、これにしろ、東京への集中を是正するといふことは言つてはいいないけれども、では、東京への集中を規制するのはどうするのかというの

は、先ほどから明らかとなり、これはないので

す。それで、集中を呼び込むような構想がいろいろ吹き上げられてくるのです。だから私は、政府としてはこういうのに対してやはりきちんとした態度をとるといふのが必要じゃないかと思うので

すね。

それから、これは先ほど長官が言われたことで

すけれども、業務核都市をつくつていくという話

ですね。これも結局東京都心を業務核都市に拡大するものではないのだから。

それからまた、最近臨海副都心、それから豊洲、晴海の東京臨海副都心、実はこれをやりま

す、就業人口だけでも現在この地域は九千人

で、その分を差し引きましても新たに十六万人から十八万人ふえるという計画になるのです。自動車交通も三十二万台新たにふえる。三十二万台とい

いますと、交通量が大幅にふえる。有名な一つであります。交通量が大幅にふえる。有名な一つであります。交通量が大幅にふえる。有名な一つであります。

それから、この計画は都心と一体になったビジネスゾーンをつくつていくということでありま

すから、私はこういうことを考えますと、こういう副都心計画とかあるいは業務核都市計画というの

は、結局のところ東京都心をその地域に拡大をしていくという、いわば、分散というのではなくて、東京の集中を東京圏に拡大をしたということにす

ぎないのではないかしらと思うのですが、どうでござ

いますか。

なくなつて、人のおるところへ企業を持つていかなければとても企業の成功は図れないな、変わつていくのだからと私は思うのでございます。よい地域社会を地方地方につくっていくことによつて、そこに企業立地が始まるのじゃないだろうか、企業の好きなように人を動かせるものではない、一時間も二時間も満員電車で詰まされて東京の都心に通つてきて、何が何でも企業の利益が上げられたいのだ、それを生きがいに感ずるような時代がいつまでも続いていくのだろうか、こう考えますと、私は必ずしもおっしゃつたことには賛意を表したいのでございませう。何が東京に集中させているかという原点をもうちよつと考へていただきますと、高度な機能を持つた地域社会をつくるのが東京一極集中に拍車をかけるのだといふことにはならないではないか、それはそれで必要ではないか、こういう御理解をいただきたいものだな、私はこう思つておるところでございませう。

○中島(武)委員 いろいろ申し上げたいことはあるのですけれども、ちよつと時間の制約もありまゝですのでこの問題の最後に、ちよつと総理にこれも端的に伺いたいのですが、政府機関を二十三区外に移転させるというのを先ほども言われまゝしたし、この法案でうたわれているのですけれども、集中規制の名のもとに移転をさせますと移転跡地がオフィスビルに利用される、集中がさらに増すといふことになりかねないおそれがあります。

それで、総理に端的に伺いますけれども、跡地は民間へは払い下げない、自治体に随意契約で払い下げる、それから公園だとか公共用地にして東京の過密解消とか環境改善に役立てる、払い下げの条件は筑波都市と同様に優遇措置をとる、こういうふうにするべきだと考えますけれども、いかがですか。

○竹下内閣総理大臣 今の御指摘は十分念頭に置かせていただきます。

土地問題が出まして、今、例えば国有公有地あるいは国鉄跡地等を暫時ストップしておる、これで

は基本的な政策ではない。そうした国有公有地の払い下げ問題を含め、総合的に考えなければならぬ。せんが、いわば今の二十三区から出た問題の跡地につきましては、基本的な考えを整理しながら、十分公共の用に立ち得ることを考えながら対応をしていくべきものであるといふふうに考えております。

○中島(武)委員 もう時間も間もなく迫つてきておりますので、最後に伺いたいのは、奥野長官が靖国神社に参拝されて、そして記者会見をされた。いろいろなことを言われた。公務員の資格でいかなる神社にも参拝してはならないといつたような占領軍の亡霊に振り回されてはならない、こういうふうになつてゐる、神話教育をきちんとやれ、こういうふうになつたとか報道されておるわけでありませう。これは事実なのかどうか。

そしてまた、長官が発言したことに対して非常に批判が高まつてゐるのですけれども、取り消す気持ちはないのかといふこと。

それから最後に、総理に、奥野長官の発言についてどういふ見解を持つかといふことと、それから、ことをお尋ねしたいと思ひます。

○奥野国務大臣 記者の方が、靖国神社にあなたは公的な身分で参拝したのか、私的な身分で参拝したのか、公式参拝か、私的参拝かといふお尋ねがあつたのでございませう。

そういうことを言い始めたのは敗戦の昭和二十二年十二月の神道指令に発しているのですと、私は素直な気持ちで参拝したのであつて、公的な身分だとか私的な身分だとか、自分の身分を考えたことはありませんと、その神道指令の中には、公務員は、国家公務員であつた地方公務員であつた、いかなる神社にも公務員の身分で参拝してはならない、こう書かれたのですと、それから始まつたのですと、こう申し上げたわけではございませう。

それはやはり占領軍としては神道排除をねらつたのですと、やはり我々は地域地域に氏神様を持つておる、それはその地域の大神祖を祭つてい

るのであると、さらにその頂点にあるのは天皇家だと、日本は祖先崇拝、神道を通じて団結を守つてゐる、この団結を破壊させよう。当時の占領軍の政策の基本に書かれておつたのは、日本を再びアメリカの脅威となるような存在にしてはならない、これが占領政策の基本に書かれておつたことなんだと、そういうところにあつたんだと、そして、しかし米ソ対決が始まつてからアメリカの姿勢はがらつと変わったんだから、昭和二十六年、占領中ですよ、内閣総理大臣吉田茂さんは、靖国神社に内閣総理大臣吉田茂と記名して参拝されてゐるのですと、こんなことを申し上げたわけではございませう。同時に、神道排除をねらつたわけではございませう。神道にかかわりあるような記事は教科書から全部抹殺しろと命令を下したので、そして、そしてその結果は、神話や伝説も教科書から消えていったのですと、こういうことも申し上げたわけではございませう。

その当時の経過を私は御理解いただくと思つて客観的に申し上げたわけではございませう。

○竹下内閣総理大臣 今奥野大臣からお答えになつたとおり、いわば歴史的な経過を御説明になつたといふふうに承知しております。

○小此木委員長 これにて本案に対する質疑は終了いたしました。

○小此木委員長 これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決いたします。

多極分散型国土形成促進法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○小此木委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○小此木委員長 ただいま議決いたしました法律

案に対し、西田司君外三名から、四派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者より趣旨の説明を聴取いたします。西田司君。

○西田委員 ただいま議題となりました多極分散型国土形成促進法案に対する附帯決議案につきまして、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党・民主連合を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

案文はお手元に配付してありますが、その内容につきましても、既に質疑の過程において委員各位におかれましては十分御承知のところでありませうので、この際、案文の朗読をもって趣旨の説明にかへることにいたします。

多極分散型国土形成促進法案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たつては、次の点に留意し、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一 地域の特性を生かした地域づくりを進め、多様性のある国土の形成を促進するため、地域の行政財政基盤を強化する必要がある。このため国は更に権限の地方公共団体への委譲を推進し、地方財源の確保に努めること。

二 地価の高騰が国民の住生活の向上と社会資本の整備等社会、経済の発展に重大な支障を及ぼしている現状にかんがみ、地価高騰抑制措置として、国土利用計画法の機動的運用、不動産業界等に対する強力な指導を引き続き行うとともに、良好な住宅、宅地の供給を促進し、国土の均衡ある発展に資するため、地価の安定に更に努力すること。

以上であります。

委員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○小此木委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小此木委員長 起立総員。よって、西田司君外三名提出の動議のとおり附帯決議を付することに決しました。

この際、奥野国務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。奥野国務大臣。

○奥野国務大臣 多極分散型国土形成促進法案につきましては、本委員会において熱心な御審議の上、ただいま議決され、深く感謝申し上げます。審議中におきます委員各位の御意見や、ただいま議決になりました附帯決議の趣旨は十分に体してまいる所存でございます。

本法案の審議に対し、委員長初め委員各位から賜りました御指導、御協力に対し、深く感謝の意を表してごあいさついたします。ありがとうございます。(拍手)

○小此木委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○小此木委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○小此木委員長 本日は、これにて散会いたします。

午前十一時五十七分散会

昭和六十三年五月九日印刷

昭和六十三年五月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K